

山口県スキー連盟教育部委員会等規程(案)

第1条 山口県スキー連盟教育部規定第14条によりこの内規を定める。

第2条 各委員会等は教育部規定第2条に定める任務を全うする為、担当する事項を司る。
各委員会等の任務分担及び所管行事は次のとおりとする。

1. 教育部直轄総務委員会

- 1) 山口県スキー連盟のホームページに関する事。
- 2) 教育部(総会、各部、各委員会)会議の連絡調整に関する事。
- 3) 県内発刊物に関する事。
- 4) その他所管事項に関する事。

【所管行事】①広報担当 ②教育部各種会議(総会、各部、各委員会) ③SAJ研修会受付
④スキー山口最終稿作成担当

2. 教育部運営部会

(1) 大山委員会

- 1) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 2) その他所管事項に関する事。

【所管行事】①年末年始大山講習会 ②大山ツアー

(2) 芸北委員会

- 1) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 2) その他所管事項に関する事。

【所管行事】①1月芸北講習会 ②3月芸北講習会

3. 教育部計画部会

(1) 指導委員会

- 1) SAJ教育本部研修会並びに指導員研修会に関する事。
- 2) スキーの指導者の育成強化に関する事。
- 3) 指導者・準指導者の資格及び登録等の確認・審査に関する事。(含むインターン制度管理)
- 4) 技術強化小委員会の選手選考及び育成強化と活動に関する事。
- 5) スキー大学に関する事。
- 6) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 7) その他所管事項に関する事。

【所管行事】①SAJ指導者研修会運営 ②SAJ指導者研修会発送事務
③チャレンジJr

(3) 検定委員会

- 1) スキーの検定に関する事。
- 2) 各級検定員の資格及び登録等の確認に関する事。
- 3) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 4) その他所管事項に関する事。

【所管行事】①指導員検定会 ②準指導員検定会 ③指・準指導員養成講習会
④A・B・C級検定員検定

(4) 技術委員会

- 1) 技術及び指導法の調査研究に関する事。
- 2) 日本スキー教程・教本に関する事。
- 3) 競技部との連携・調整に関する事。
- 4) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 5) その他所管事項に関する事。

【所管行事】強化合宿

(4-1) 技術強化小委員会

- 1) 技術選手権大会への強化・出場に関する事。
- 2) 技術の調査・研究に関する事。
- 3) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 4) その他所管事項に関する事。

【所管行事】①山口県技術選手権大会 ②全日本・西日本技術選手権大会
③ジャッジマン研修会 ④グロウアップ講習会

3. 教育部専門部会

(1) ジュニア委員会

- 1) ジュニアの育成強化に関する事。
- 2) ジュニアの指導に関する事。
- 3) ジュニアスノースクールの講師割り当てに関する事。
- 4) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 5) その他所管事項に関する事。

【所管行事】ジュニアスノースクール

(2) 親子スキー委員会

- 1) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 2) その他所管事項に関する事。

【所管行事】親子スキー

(3)安全対策委員会

- 1)公認スキー及びスノーボードパトロールの育成指導に関する事。
- 2)公認パトロール研修に関する事。
- 3)公認パトロール講習・検定会に関する事。
- 4)パトロール技術競技大会に関する事。
- 5)スキー及びスノーボードの安全諸対策の立案に関する事。
- 6)スキー及びスノーボードの傷害防止の調査研究に関する事。
- 7)公認パトロールの資格審査及び登録に関する事。
- 8)本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 9)その他所管事項に関する事。

【所管行事】①公認パトロール研修会 ②指・準指導員養成講習会(理論)
③県・西日本認定パトロール講習会・検定会

(4)学校体育スキー委員会

- 1)学校体育スキーに関する事。
- 2)本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 3)その他所管事項に関する事。

【所管行事】①晃英館スキー実習 ②派遣行事

(5)スキルアップ委員会

- 1)スキルアップを目的とする講習生に対するスキー指導、運営に関する事
- 2)本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事
- 3)その他所管事項に関する事

【所管行事】①1月スキルアップスキー ②2月スキルアップスキー

(6)スノーボード委員会

- 1)スノーボードの普及に関する事。
- 2)スノーボード指導者の育成強化に関する事。
- 3)スノーボードの指導・検定に関する事。
- 4)スノーボードの教程に関する事。
- 5)技術選手権大会への強化・出場に関する事。
- 6)本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 7)その他所管事項に関する事。

【所管行事】①公認指・準指検定 ②養成講習
③全日本・西日本技術選手権大会 ④練習会

第3条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年 6月 4日	制定
平成19年11月 1日	改定
平成29年 6月 3日	改定